第四項の表一三〇の項中「(766.00)」を「(775.60)」に、「(808.00)」を「(818.00)」に改め、同表一四二の項中「(832.20)」を「(842.20)」に、「(84.40)」を「(89.40)」に改める。

三十五　平成二十三年総務省告示第二百十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一七の項を次のように改める。

17	削除

第一項の表五四の項及び五五の項を次のように改める。

54	削除
55	削除

第一項の表八六の項を削る。

三十六　平成二十四年総務省告示第三百八十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表六二の項を次のように改める。

62	削除

第一項の表七一の項を次のように改める。

71	削除

三十七　平成二十五年総務省告示第八十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一九の項を次のように改める。

19	削除

第四項の表五の項中「静岡県静岡市葵区坂本字サイノ川原445」を「静岡県静岡市葵区坂本字サイノ川原445－2」に、「静岡県静岡市葵区吉津字佐右衛門沢1615」を「静岡県静岡市葵区吉津字佐右衛門沢1615－2」に改め、同表六の項中「静岡県静岡市葵区富厚里字小林新田1780－1」を「静岡県静岡市葵区富厚里字小林新田1854番1」に、「静岡県静岡市葵区吉津字佐右衛門沢1615」を「静岡県静岡市葵区吉津字佐右衛門沢1615－2」に、「北緯34度58分04秒東経138度19分17秒」を「北緯34度58分04秒東経138度19分18秒」に改める。

三十八　平成二十五年総務省告示第二百二十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二九の項を次のように改める。

29	削除

第一項の表三一の項を次のように改める。

31	削除

第一一項の表一一の項中「(68.00)」を「(113.50)」に、「(666.00)」を「(665.80)」に、「北緯34度42分31秒東経135度30分01秒」を「北緯34度42分32秒東経135度30分00秒」に、「北緯34度42分03秒東経135度32分38秒」を「北緯34度42分05秒東経135度32分38秒」に改める。

第四項の表六の項中「静岡県沼津市大岡3974－1」を「静岡県沼津市大岡字子の神3974－1」に改める。

三十九　平成二十五年総務省告示第四百六十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二一の項を次のように改める。

21	削除

四十　平成二十七年総務省告示第二百三十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表九の項中「(68.14)」を「(113.50)」に、「(637.59)」を「(642.00)」に、「北緯34度42分03秒東経135度32分34秒」を「北緯34度42分04秒東経135度32分35秒」に、「北緯34度42分30秒東経135度30分01秒」を「北緯34度42分32秒東経135度30分02秒」に改める。

○農林水産省告示第千百六十一号

野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第四条第一項、第六条第一項及び第七条第一項の規定に基づき、平成十七年五月二十日農林水産省告示第九百四十四号（野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件）の一部を次のように改正し、同法第四条第五項（同法第六条第三項及び第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、告示する。

平成二十八年五月九日

農林水産大臣　森山　裕

表四中

信夫	福島県福島市及び伊達郡川俣町
会津	福島県会津若松市、河沼郡並びに大沼郡三島町及び会津美里町
こおりやま	福島県郡山市
西白河	福島県白河市及び西白河郡
すかがわ岩瀬	福島県須賀川市及び岩瀬郡
耶麻	福島県喜多方市並びに耶麻郡北塩原村及び西会津町
伊達	福島県相馬市、南相馬市、伊達市並びに伊達郡桑折町、国見町及び相馬郡
安達	福島県二本松市、本宮市及び安達郡
東白川	福島県東白川郡
石川	福島県石川郡

を

福島北部	福島県福島市、相馬市、二本松市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡及び相馬郡
会津	福島県会津若松市、喜多方市、南会津郡下郷町及び南会津町、耶麻郡北塩原村及び西会津町、河沼郡並びに大沼郡三島町及び会津美里町
福島中部	福島県郡山市及び田村郡三春町
福島南部	福島県白河市、須賀川市、岩瀬郡、西白河郡、東白川郡及び石川郡

に改める。

表五中

すかがわ岩瀬	福島県須賀川市及び岩瀬郡
伊達	福島県伊達市並びに伊達郡桑折町及び国見町

を

福島北部	福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町及び国見町並びに安達郡
福島南部	福島県白河市、須賀川市、岩瀬郡、西白河郡泉崎村及び矢吹町並びに石川郡玉川村及び浅川町

に改める。